

「郷土芸能魅力発信事業委託業務」

業務委託仕様書

1 委託業務名

郷土芸能魅力発信事業委託業務

2 事業の目的

担い手不足や新型コロナウイルス感染拡大に伴う発表の機会の喪失により、郷土芸能の継承が危ぶまれている。

そこで、2017年から2021年にかけて開催した埼玉WABISABI大祭典のレガシーを活かして、週末の家族連れでにぎわう大型商業施設の屋内広場で郷土芸能を中心とした和文化イベントを開催することで、多くの人に郷土芸能の魅力を発信、関心を持っていただき、郷土芸能の継承・振興を図ることを目的とする。

3 実施主体

埼玉県（委託者）

4 委託業務の概要

(1) 「郷土芸能魅力発信事業委託業務」の企画・制作及び運営（詳細は6）

ア 開催日時（時間については予定）

令和4年11月12日（土）10:00～18:00

13日（日）10:00～18:00

※ 設営は令和4年11月11日（金）。撤収は同月13日（日）19時まで
に終わること。

イ 会場

イオンレイクタウンmori 木の広場

（〒343-0828埼玉県越谷市レイクタウン3丁目1番地1）

ウ テーマ

郷土芸能など和文化との出会いの場を創出

エ 主な内容

イオンレイクタウン mori 木の広場における和文化のステージパフォーマンス
等

5 全般的事項

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策

イベント会場における来場者及びスタッフの感染防止対策について有効な施策
（特に来場者のスムーズな検温・消毒、来場者数を管理し、密を避ける工夫を行う

など)を、内閣官房による新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や埼玉県による感染防止対策に係るガイドライン及び会場となるイオンレイクタウンの運用基準等に基づき適切に講ずること。

(2) 本業務の変更または中止

委託者は、新型コロナウイルス感染症の状況により、または、台風等により警報が発令された場合(発令が想定される場合を含む)等において、本業務内容の変更又は本業務を中止する場合がある。

ア 業務内容を変更する場合

業務内容を変更する場合、委託者は受託者と協議のうえ、委託内容及び金額を変更し、変更契約を締結する。ただし、金額は当初の委託金額を上限とする。

イ 業務を中止する場合

委託者は契約を解除する場合がある。この場合、委託者は、受託者が契約解除までに要した費用及び契約解除までに負担した債務を弁済するものとする。その額は委託者と受託者が協議して定める。

ウ 開催方法の変更について

委託者が上記4(1)イの会場で開催できないと判断した場合は、別の屋内会場にて、無観客で、ステージ出演予定者のパフォーマンス等の生ライブと事前収録動画を組み合わせ、オンライン配信とする場合がある。この場合、収録の方法及びオンライン配信の日程は委託者が定める。その判断を行う時期は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 企画に当たっての留意事項

ア 郷土芸能とは、各地に伝承されている雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、獅子舞、お囃子、神楽、木遣り、その他の我が国古来の伝統的な芸能をいうものとする。

イ 郷土芸能に接する機会の少ない層にも魅力的な内容とすること。

ウ 本業務は県内の市町村(特に会場周辺自治体)、文化団体等と連携して実施する予定であるから、準備や運営に際しては連携する団体とも調整を行うこと。

エ イベントの性格上、開催に向けて企画内容の見直し、出演者、演目の変更・追加等が見込まれる。委託者や出演者と常に調整を行い柔軟な対応をすること。

オ 企画提案にあたっては、実効性を担保した提案とすること。

(4) 著作権の取り扱い

受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 第三者が権利を有する著作物

納入する成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

(6) 人物画像の取り扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(7) 連絡体制について

開催に際し、緊急連絡体制を作成し、提出すること。

(8) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

6 「郷土芸能魅力発信事業委託業務」の企画・制作及び運営

(1) 全体の企画・制作・運営に関する留意事項

ア 会場及び広報デザインの演出

会場を統一したテーマ性を持って演出をすること。また、チラシ、ポスター等においても同様のテーマを持たせること。

イ 出演者、関係者及び会場との調整

出演団体、協力団体等と、イベント運営に関する連絡調整を円滑に行うこと。

ウ 排出されたごみ等の処分

会場管理者及び委託者の指示により適正に行うこと。

エ 保険等の加入

受託者が下記の保険に加入するものとする。なお、保険料は委託料に含める。

(7) イベント保険（来場者のケガ、器物の損壊等を補償するもの）

(イ) 傷害保険（全出演者のケガ等を補償するもの。会場への行き帰りも含む。）

(ウ) 興行中止保険（荒天等により期日に開催できなかった場合の出演者関係費及び会場施工関係費を補償対象とする。広報施策は含まない。）

オ 出演料の支払い

委託者が指定する郷土芸能団体、和文化団体、プロの和文化パフォーマー及び「高校生の和文化動画コンテスト」応募者の出演料については委託者が支払うが、それ以外の司会者等の費用については、委託料に含める。

カ 会場使用料の支払い

会場使用料の支払いは委託者が行うものとする。会場使用料以外の設営にかかる費用は委託料に含める。

キ 著作権料の支払い

全出演者分を委託料に含める。

ク 観覧者数の集計

本イベント観覧者数を集計し、報告すること。

ケ アンケート調査の実施、集計、分析

来場者から多くのアンケートサンプルが取れるよう工夫し、実施結果をまとめるとともに委託者の指示により分析を行うこと。

(2) 会場の企画・制作・運営

ア ステージパフォーマンス

出演者がパフォーマンスを行う仮設ステージを木の広場に設置。郷土芸能団体によるパフォーマンスやプロの和 문화パフォーマンスを混ぜ合わせて実施し、和 문화に接する機会の少ない層にも魅力的な内容とする。

なお、想定される出演団体は以下のとおりであるが、今後変更される可能性がある（出演者については、原則、県が選定）。

イ 出演が想定される演目

- (ア) 獅子舞やお囃子などの郷土芸能団体 6 団体程度
- (イ) 書道パフォーマンスなどの和 문화団体（学校クラブ含む） 3 団体程度
- (ウ) プロの和 문화パフォーマーによる演舞 1～2 団体
- (エ) 別途開催する「高校生の和 문화動画コンテスト」で応募のあった動画を紹介 & 出演者演舞コーナー

ウ 演出

イベントの趣旨や出演者及びチラシのデザイン等を踏まえ、ステージの設営・転換や装飾などの演出案を示すこと。

エ 水の広場イベントとの連携

本業務に係るイベントと同日、同時時間帯にイオンレイクタウン mori 水の広場において、和文化をテーマにしたワークショップ等のイベントが、開催される予定である。

同イベント現時点の開催（案）は次のとおりであるが、相乗効果が得られるよう、PR・広報や演出等について連携を図ることがある。

- (ア) 開催日時（予定）
 - 令和4年11月12日（土）10：00～18：00
 - 13日（日）10：00～18：00
- (イ) 会場
イオンレイクタウンmori 水の広場
- (ウ) 内容
埼玉県の和文化の魅力を発信するワークショップ等のイベント
- (エ) 想定される出展
折り紙、生け花などの和文化団体 4～7 団体程度

オ 本部機能の設置・運営

- (ア) 実施本部・総合案内・救護室の確保
- (イ) 出演者控室の確保

カ 電源確保

必要な電源を確保し供給すること。

(3) 動画撮影・制作

ア 撮影・作成する動画内容

イベントを撮影し、①イベント全体、②イベント全体のダイジェスト及び③出演者ごとのパフォーマンスの動画を作成する。

イ 上記アの動画を、個別にYouTubeでアーカイブ配信できるよう編集すること。
(提出メディアはSDカードまたはUSBメモリとする。)

ウ 動画撮影時は、会場周辺店舗が写らないようにするほか、出演者以外の個人が特定できないようアングルを注意するとともに、動画作成時には、個人が特定できるような映像は修正すること。また、個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

エ 動画の仕様

形式(拡張子) MP4形式(.mp4)

コーデック H.264 / AAC-LC

解像度(アスペクト比) 1080p(16:9)

(4) 広報施策の企画・制作・実施

ア メインビジュアルデザインの制作

郷土芸能や和文化を魅力的にPRするチラシのメインビジュアルデザインを制作すること。

なお、作成したデザインは、次項のチラシ及びポスターに使用する。また、委託者において、無償で看板やホームページなど当該イベントの周知・実施に使用するほか、「6(2)エ」に記載の水の広場イベントの周知・実施等に用いることができるものとする。

イ 広報用印刷物の作成・配布

(ア) チラシ

A4両面、4色刷り、音声コード(Uni-Voice)入り、切り欠き加工有
印刷部数：30,000部

納品時期：委託者と受託者が協議のうえ決定する。(9月中旬を想定)

配布先：委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(イ) ポスター

B2片面4色刷り 700部

納品時期：委託者と受託者が協議のうえ決定する。(9月中旬を想定)

配布先：委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(ウ) 開催プログラム

当課ホームページに開催プログラムを掲載するため、そのデータを作成する。

(5) 進行管理及びその他本番当日に向けて必要な準備業務等

出演者控室及び駐車場の調整等、開催に際し必要となる調整を会場管理者や出演者等の関係者で行う。また、進行管理者を配置するとともに、運営マニュアル・ステージ進行シナリオの作成等を行う。

(6) 協賛企業の募集及び協賛金等の管理

ア 事前に委託者の了解を得たうえで、受託者において、協賛企業・団体等を募り、そこから物的、金銭的支援を受けることを妨げない。

イ 受託者が物的、金銭的支援を活用し、委託契約額を上回る事業規模とすること

ができる。

ウ 協賛金の受払等の管理は受託者が行い、随時委託者に報告すること。

7 イオンレイクタウンの規定・制限の遵守等

本イベントの企画、設営、運営については、会場となるイオンレイクタウンの会場使用上のルールを遵守するほか、会場周辺の店舗や店舗来場者に適切に配慮等した内容とし、実現可能なものとする。

8 業務実施報告書の作成・提出

事業終了後、下記のとおり業務実施報告書を作成し、下記のとおり委託者へ提出すること。

- (1) 提出物：業務実施報告書（動画作成、観覧者数、アンケート集計による分析結果等を含む）（紙媒体：1部、CD-ROM：1部）
- (2) 提出期限：令和4年12月23日(金)
- (3) 提出先：埼玉県 県民生活部 文化振興課